

訂正とお詫び

【OUTPUT講座】のご受講をありがとうございます。

さて、テキスト（択一過去問編）の記述につき、下記の箇所において訂正が判明致しました。誠に申し訳ございません。

お手数とご迷惑をお掛け致しますが、お手元のテキストを修正していただけますように宜しくお願い致します。

【商業登記法Ⅳ】

頁数	問題番号	誤	正
171	(ア) 右記のとおり変更	学校法人の資産の総額の変更については、主たる事務所の所在地において、毎事業年度末日現在の額を当該事業年度の終了後3か月以内に登記すれば足りる。	
	(イ) 右記のとおり変更	学校法人の設立の登記は、主務官庁による寄附行為の認可があった日から、主たる事務所の所在地において、2週間以内になければならない。	
172	(ア) 7行目	<u>毎事業年度末日から2ヶ月以内</u>	<u>毎事業年度末日から3ヶ月以内</u>